

## ご契約に関わる重要事項 [低圧] (契約締結前)

この書面は、Nature 株式会社 (以下「当社」といいます。) が、電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、本「ご契約に関わる重要事項 [低圧]」を交付の上、当社がお客さまと締結する需給契約 (以下「需給契約」といいます。) に関する重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。

この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電気需給約款 [低圧] (以下「この需給約款」といいます。) に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、この需給約款をご参照ください。

### 1. ご契約について

#### (1) 申込方法

当社所定の Web ページにより申込んでいただきます。

#### (2) 契約期間・更新

需給契約が成立した日から、需給開始日から 1 年目の日までとし、契約期間満了までに、需給契約の終了または変更がない場合、同一条件で同一の期間更新し、以後も同様とします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法 (以下「当社が適切と判断した方法」といいます。) によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

#### (3) 需給開始予定日

他社からの切替えの場合、原則として、供給の開始に必要な当該一般送配電事業者 (お客さまの需要場所を供給区域とする北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社または九州電力送配電事業者をいい、以下同様とします。) の手続きの完了後最初の、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等 (以下「託送約款等」といいます。) に定める計量期間、検針期間 (以下「計量期間等」といいます。) の始期といたします。

#### (4) 契約電力・契約電流・契約容量

##### <契約電力>

各月の契約電力は、原則としてその 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力 (当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、その電気の需給契約における最大使用電力を含みます。) のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社が当該一般送配電事業者から当社による電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領できるまでの間、各月の契約電力は、当社による電気の供給を受けた日から当月までの期間における最大使用電力となりますが、当該結果等を受領後、遡って第 1 文に基づき算定された契約電力を適用することがあります。

##### <契約電流・契約容量>

申込時に申出の契約電流または契約容量 (以下、契約電力と併せて「契約電力等」といいます。) とし、この需給約款の定めに従い当社とお客さまとの協議によって決定されます。なお、原則として契約電流または契約容量は、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切替え

の場合、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力等の値を引き継ぐものといたします。

(5) 供給電圧・周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(6) 電気料金およびその算出方法

フラットプランの電気料金は、「電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金」の合計といたします。各料金単価については、以下の料金表のとおりです。

フラットプラン

	単位	単価(税込)
北海道電力ネットワークの供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	29.5 円
東北電力ネットワークの供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	26.4 円
東京電力パワーグリッドの供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	26.4 円
中部電力パワーグリッドの供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	26.4 円
北陸電力送配電の供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	21.3 円
関西電力送配電の供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	22.4 円
中国電力ネットワークの供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	24.4 円
四国電力送配電の供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	24.4 円
九州電力送配電の供給区域	使用電力 1 キロワットアワーにつき	23.4 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	使用電力 1 キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金

(7) 使用電力量の計測方法および料金調定の方法

使用電力量は、当該一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、計量期間等とします。

(8) 最大使用電力の算定

料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。

(9) 料金等の支払い方法

料金および工事費負担金等相当額については、クレジットカード支払いの方法によります。ただし、当社が認めた場合、口座振込の方法により支払うこともできます。

なお、当社が電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領後、契約電力を遡って変更したことによって、当該契約電力を適用した場合の託送料金と本文に基づき算定した契約電力を適用した場合の託送料金との差額が発生する場合、当該受領した以降、当社が指定した支払期日までに精算いただくことがあります。

料金が支払期日までに支払われない場合には、料金から消費税相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税相当額を控除した金額に年 10%を乗じて得た延滞利息を申し受けます。

2. 需給契約の変更または終了・解除

(1) お客さまからの申出による需給契約の変更または終了

<需給契約の変更>

需給契約の変更を希望される場合は、原則として、当社マイページ上により速やかに当社に変更の申込みをしていただきます。ただし、お客さまが契約電力等を新たに設定または契約電力等を増加した後に契約電力等を減少しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者から料金または工事費負担金の精算を求められた場合、当社は、お客さまよりその精算金を申し受けます。

<需給契約の終了>

需給契約期間中に需給契約の終了を希望される場合は、30 日前までに、その終了期日を定めて、当社に通知をしていただきます。ただし、お客さまが当社に終了通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合は、当該通知をもってお客さまの終了通知とみなすものとします。なお、お客さまが契約電力等を新たに設定または契約電力等を増加した後に需給契約を終了しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者から料金または工事費負担金の精算を求められた場合、当社は、お客さまよりその精算金を申し受けます。

(2) 当社からの需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、需給契約の解約をすることがあります。この場合、当社は、解除日の 15 日前までにその旨をお客さまにお知らせするものとし、(1)<契約の終了>のなお書きを適用いたします。

- ① 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ② 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ③ 料金（既に消滅している他の需給契約におけるものを含みます。）を支払期日を経過してもなお支払われない場合
- ④ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
- ⑤ 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ⑥ 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

- ⑦ 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ⑧ 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑨ その他の事由により、明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがある場合
- ⑩ その他需給契約に反した場合

(3) 小売電気事業の廃止による解除

(2)にかかわらず、当社が、小売電気事業の継続が困難な事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合、当社は需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社はあらかじめお客さまにその旨を当社が適当と判断した方法により周知するものとします。

(4) お客さまの通知によらない移転による消滅

お客さまが、需給契約の終了通知をしないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

3. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

お客さまは、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、計量器等の取り付け場所の無償提供、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。詳細は、この需給約款第5条、第6条第3項、第24条および第25条をご参照下さい。

4. 工事費の負担

電気の供給開始や契約電力等の増加にあたってまたはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情により、当社が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づいて設備の施設にかかわる工事費負担金の負担を求められた場合、当社はお客さまからその費用を申し受けます。

5. その他

(1) 当社と需給契約を締結される場合、お申込み前にご利用されていた当社以外の小売電気事業者または取次店（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。

(2) 需給契約の変更等

① 当社がこの需給約款に記載する供給条件その他の需給契約に基づく供給条件（以下「需給契約の供給条件」といいます。）を変更する場合、あらかじめ変更後の供給条件の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。

② 料金単価の変更を伴う場合またはお客さまに適用される料金プランが終了したことによる料金プランの変更を伴う場合、当社は事前に新たな料金単価または料金プランおよびその適用開始日を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。なお、新たな料金単価または料金プランをご承諾いただけない場合、お客さまはこの需給約款に定める手続きに従い、需給契約を終了することができます。

- ③ 需給契約の供給条件を変更しようとし、または変更した場合、③に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ④ 需給契約の供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- (3) 契約締結後書面の交付について
- お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、需給契約の供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

6. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：Nature 株式会社（登録番号：A0741）

住 所：東京都渋谷区宇田川町 14-13

問い合わせ先：support-denki@nature.global

受付時間：月曜日～金曜日 10時～18時（年末年始・土日・祝日等を除く）

以上